

旧優生保護法問題検証会議
2026年度第5回検証会議議事録

1 日 時 2026年9月8日（火）午前10時～午前11時40分

2 場 所 オンライン

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、池田賢市委員、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、北三郎（仮名）委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聡智委員、西村武彦委員、藤井克徳委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議2026年度第5回目の検証会議を始めます。

初めに、検証委員に向けての注意事項です。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として手話通訳と文字通訳が入っています。

発言する際は、初めに自分のお名前を名乗っていただき、ゆっくり、分かりやすい言葉で発言するようお願いします。

本日の会議は、12時までに終了することを予定しています。

議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳をご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載している「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

本検証会議は、録音・録画を禁止しております。もし、マスメディア関係者の方が、報道を目的として本検証会議の動画や画像を使用されたい場合は、事前にご連絡ください。

それでは、会議を始めるに当たり、出席者の確認をいたします。

松原座長、池田さん、岩井さん、内布さん、大橋さん、加藤さん、上東さん、小山さん、齋藤さん、坂元さん、佐々木さん、関哉さん、北さん、田門さん、利光さ

ん、藤野さん、藤原久美子さん、藤原精吾さん、松永さん、村井さん。

現在、ご出席の皆様は、以上の方々かと思います。

この後、ご参加される方もいらっしゃるかと思います。よろしくお願いします。

それではここからは、松原座長にて進めていただくようお願いいたします。

(松原座長) 皆様、おはようございます。座長の松原です。

本日の検証会議では、各分科会の活動状況についてご報告いただき、その後、検証委員の皆様でご議論をいただきたいと思います。

ではまずは、第1分科会、利光委員長からお願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光です。

第1分科会では、9月3日に第11回目の分科会を開催しました。

前回の検証委員会でご報告しましたように、地方公共団体が保有する優生関連の資料や記録に関する調査の依頼を7月17日に各都道府県、保健所設置市、特別区に対して送付しました。

提出期限は10月19日です。

現在、その調査票及び資料提出についての問合せが来ていて、事務局を中心に対応しているところです。また、調査票や資料や記録は、基本的にPDF等のデータとして、DVD等の形で提出していただくということにしていますが、戻ってきたデータをどのように整理するのかということについて、補助員のアーキビストの方々に検討していただいているところです。また、各自治体からの資料や記録を何を目標にどのような形で整理、分析するかということについても検討を重ねています。

全国レベルでの被害実態及び優生保護法運用の状況を把握するにはどのような形で整理が可能なのか。

国会報告書が既に出ておりますので、その内容を踏まえつつ、更に詳細かつ具体的な実態を解明するためには、各都道府県にフォーカスする必要があるという認識は一致していますが、それをどのような形で進めるのかということについても、検討を進めています。

特徴的な都道府県ですね。例えば北海道、宮城県、神奈川県あるいは兵庫県等といった、そういうところを取り上げて各都道府県の当時の行政や医療や福祉や教育の状況というのも勘案しつつ、どのような形で優生手術や障害等を理由とする中絶が推進されたのか、そのプロセスを明らかにすることで、優生保護法による被害を生み出した構造の解明につなげたいという意見も出ているということです。

次に、医療機関、福祉施設に対する調査ですけれども、まず、重点調査についてです。

これまでの調査で、あるいは先行研究等で優生保護関連の資料が存在することが確実に分かっている4か所の医療機関、福祉施設、救護施設、ハンセン病療養所に

については、重点調査対象として位置付けて、各施設を訪問して、診療録であったり、ケース記録、看護記録、手術台帳、入所台帳、優生保護法関連の書類ですね、そういう一次資料の提供を受けて、詳細な調査分析を行うべく準備を進めています。

現在、1か所の施設については、既に現存する資料の提供を受けています。

3か所の施設については、様々な調整を終えて正式に調査・協力のお願いを送付している段階ですね。更にいくつかの重点調査、候補施設についても、今後依頼状を発出する予定です。

これらの調査を通じて、手術を進めることになった医療機関による診断、あるいは福祉施設による判断、本人や家族や医療者、福祉施設職員の関係、行政からの働きかけはあったかどうか、本人や周囲の手術についての受け止め方、手術前後の状況や、手術による心身への影響等について、詳しく調査する。

そして、優生保護法下での優生的な不妊手術や中絶が、医療や福祉の現場でどのような経緯で実施されたのかを明らかにしたいと考えています。

また、その当該施設が位置する地方公共団体から得た行政文書等と有機的・総合的に照合することで、その地方における優生施策稼働のシステムが明らかになるのではないかというふうに期待しております。

次に、広範囲の医療機関・施設に対する調査については、2018年に厚労省が行った「優生手術に関する個人記録の保有状況調査」のリスト、あるいは、今年こども家庭庁から提供された「一時金・補償金の認定を受けた被害者の方々が入所・入院しておられた施設、優生手術や中絶を受けた医療機関」のリストを参考に、優生手術や中絶に関する診療録やケース記録が存在する可能性が高い医療機関や福祉施設を選定して、まずは資料のある・なし、あるとすればその数を確認するアンケートから開始しようと考えています。

聞き取り調査についてですけど、9月1日に、元優生保護審査会の委員をしておられたお医者さんにお会いして、お話を伺ったところです。

最後に、この間の第2・第3分科会での打合せの状況についてご報告します。

第2分科会の福祉チームの方々と話合いを持って地方公共団体への調査資料のうち、「優生結婚相談所・優生保護相談所」であったり、「不幸な子どもの生まれない運動」に関する資料の調査分析については、第2分科会が担当すること。あるいは、福祉施設に対する調査のうちで、国の所管する障害児入所施設、あるいは知的障害者の施設については、第2分科会が担当することとし、随時、情報交換を行う形で進めていこうと話しました。

また、精神科病院に対する調査については、第3分科会の精神医療チームと話合いを持たせていただきまして、連携を取りながら協力して進めていくことを確認しております。

次の第1分科会は、9月29日を予定しています。以上です。

(松原座長) 利光委員長、ありがとうございました。

第1分科会は、強制的な不妊手術や、強制的な中絶に関する、様々な記録、これを調査する役割を担っています。

特に、被害を受けられた方、または、手術にいろいろな形で関わられた方のお話を聞く。

それと同時に、文章で残された記録、こういったものを幅広く集めて整理をして、読み解きをしようとしています。

では、続きまして、第2分科会からお願いいたします。

(齋藤委員) 第2分科会の齋藤有紀子です。第2分科会の報告をします。

第2分科会は、8月31日にオンラインで開催しました。

分科会メンバー全員の参加があり、担当者による進捗報告や、今後の予定の確認、また報告書について、主に第2分科会が担当する項目について話し合いました。

立法関係に関する聞き取りについては、9月から10月にかけて、政界、行政関係者の聞き取りが予定されています。また、市民運動関係者との日程調整も開始することが確認されました。

不妊手術の被害者への聞き取りについても、第3分科会の委員とともに、9月から10月にかけて実施することになっています。

また、関係機関への予備的調査も9月に行われます。

続いて、福祉施設に関しては、第1分科会と調整の上で、第2分科会で分担することが決まった施設への依頼を始めることとなり、提供をお願いする資料候補の検討を行いました。

また、以前から聞き取りに応じる意向を表明してくださっている施設について、関係者の聞き取りも打診することとなりました。

最後に、報告書において、主に第2分科会で担当・検証する課題について意見交換を行いました。

取り上げる課題の中には、歴史的視点から検証できるテーマと、個別に深めることで検証できるテーマがあることから、次回以降の分科会で、テーマの性格を整理しつつ、引き続き話し合いを続けることとなりました。

また、優生保護法に関する市民団体・社会運動については、関係者への聞き取りだけでなく、資料を精査して報告書に反映することも有効だろうという意見があり、既にまとまった形で出版されている書籍についての紹介がありました。

今後の予定は、議事要旨のとおりです。

まだ検証半ばのため、固有名詞や個人名、団体名など、伏せる形でのご報告になっておりますことを、大変恐縮ですが、ご容赦ください。

第2分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 齋藤委員長、ありがとうございました。

第2分科会では、強制的な不妊手術や、人工妊娠中絶がなぜ強いられたのか、そういった事態が、出来事がなぜ起こったのかについて、調べて明らかにするという役割を持っています。

そこに関係するような、既に出版された書籍や資料、また関連する聞き取りもしていただいております。

ありがとうございました。

それでは続きまして、第3分科会、坂元委員長、お願いいたします。

(坂元委員) 第3分科会の坂元茂樹です。第3分科会の報告をいたします。

第3分科会につきましては、この間、開催されていませんので、前回検証会議で報告したところからの進捗はありません。

先回、お示しできなかった議事要旨が今回確定しましたので、ご参照いただけましたら幸いです。

なお、第3分科会は、9月17日木曜日15時より、2026年度第5回の会議をオンラインで行う予定です。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長、ありがとうございます。

第3分科会では、1996年に優生保護法が母体保護法に改正された後の様々な課題について検討するとともに、こういった優生保護法問題が二度と起こらないようにするためにどうしたらよいかという、再発防止のための手立てについて検討されております。

前回の検証会議で8月7日の会議についての報告を詳しくしていただいております。本日は前回、議事要旨として公表、お示しできなかったその内容について、資料として今回公開しておりますので、そちらを見ていただければと思います。

それではですね、ここまで、各分科会での活動状況についてご報告いただきました。

分科会報告の中にありましたように、それぞれ三つの分科会、三つのグループで仕事を進めていただいておりますけれども、お互い連絡を取り合い、共同してやるテーマについては、また別のチームを組んで、調査をしたり、議論を始めています。

では、ここまでの報告を踏まえ、ご意見やご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

発声していただいても結構ですし、手を挙げていただく、あるいはマークを出していただく。何らかの方法でお知らせいただければと思います。

では、佐々木委員、どうぞお願いいたします。

(佐々木委員) おはようございます。委員の佐々木信夫でございます。

被害者の発見は、第1分科会のミッションだと思いますが、被害者ということで、私がお連れした、東京の女性のAさんという方がいらっしゃいました。その方の分科会での聞き取りはしていただいたんですけど、この方の検証会議の本会議での聞き取りは、私はやっていただきたいと思います。

といいますのは、最近、検証会議の本会議の時間が結構早くに終了してしまうことがあるので、時間があるならば、聞き取りを直接するべきだ、公開の聞き取りをするべきだと思っています。利光さんや上東さん、大橋さんのご意見はどうですか。

(松原座長) ただいま、ある方についてですね、検証会議での公開の場でお話していただくとよろしいのではないかとということですが、では利光さん、何かご意見ありますでしょうか。

(利光委員) 利光です。

佐々木委員がおっしゃったAさんについては、第1分科会で、佐々木委員も含めてですね、聞き取りをさせていただきました。1990年代にこういうことが起こったのかという、私にとっては非常に衝撃的なご証言だったと思います。ご本人も公開でお話してもよい、むしろ、自分の体験を広く知ってほしいというご意向もありましたので、公開でというのでもいいのかなと思っています。

ただ、第1分科会としては、一度ヒアリングをしているというところで、そこと、どういうふうな関係になるのかなと、ここは一つ、考えどころだなとは思っています。

ただ、検証委員の皆さんに、このAさんの被害について広く知っていただきたいというのは、佐々木委員と同じです。以上です。

(松原座長) 他に意見のある方、いらっしゃいますか。この件について。

よろしいですか。上東さんどうぞ。

(上東委員) 名前が挙がったので。私も利光さんと基本的には同じ意見です。この検証会議が前回、座長も言われたように、被害者の方の立場に立って、そこから始めるというところが最も大事だと思いますので、そしてまたご本人も協力して下さるというふうにおっしゃっています。

ご本人の負担もなるべく増やさないようにしながら、皆さんにもぜひ聞いていただきたい内容だなと、私自身も感じています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

他には、この件、ご意見ある方はいらっしゃいますか。

大橋さん、どうぞ。

(大橋委員) 大橋です。

一応、第1分科会ということで、私も上東さん、利光さんと同意見です。事情が

許せば公開でやっていただくのがいいと思います。あとは検証会議のスケジュール等々かと思います。以上です。

（松原座長）ありがとうございます。それでは今、Aさんにつきまして、ご本人のご協力が得られるのであれば、公開の場で改めてお話をいただきたいというご意見が複数ありましたので、事務局で、それが可能かどうか、改めて検討・調整させていただきます。

必要に応じて、Aさんのお話を聞かれない委員の方にもご相談いたします。

では、他に何かご意見・ご質問などありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、最後に座長から簡単にご報告いたします。8月12日に委員の中で、最終の報告書をどのように作っていくかについての話合いの機会を持ちました。いわゆる目次案を検討するということです。

報告書編集委員会がいくつかの検討のたたき台をお示しして、それに基づいてお話をさせていただきました。また、三つの分科会それぞれで、担当する部分について報告書をどのように作っていったらよいかというお話もさせていただいております。

前回の検証会議で報告しましたように、最後の報告書は、2029年の3月までに提出をするという予定であります。そこに向けてしっかりと検証し、再発防止の意義のある提言ができるように進めていきたいと考えております。

委員の皆様にも、引き続きよろしくご協力をお願いします。

それではですね、事務局にお返しをいたします。

（関哉委員）座長、関哉です。

（松原座長）ご意見、ご質問でよろしいですか。

（関哉委員）事務局にお返しになると、もう終了ということですね。

北さんの方からコメントさせていただきます。

（松原座長）北さんお願いします。

（北委員）昭和32年頃に学校で友達と悪いことをしていた時に、友達との間でお互いに「黙ってろよ」というようなことを言ったんですよ。

ですが、その人が全部ばらしてしまって、私だけが「北は悪い」というようなことを言われたんです。

そのときに私は、何でこういうことをしたのかなと思うんですけど、下の学年の5年生辺りの子にバケツで水を頭からかぶせて、これでは勉強ができないということ言われたんです。

そのうちに悪いことばかりするからということで、修養学園の方に行ったんですよ。

昭和32年の桜が咲く頃に、どうも親に似た人が来ているのが見えたんですが、「ああ、私の親だ」と分かったんです。でも、その時はまだ1年ぐらいは修養学園

にいる期間が残っているんですよ。

その時、親が園長先生と話していて。それで私は、親だと思っていたんですよ。この優生のパイプカットというようなことを、親がやったと思っていたんです。

それで、裁判を起こすまで6年前ですね。ずっと親を恨んでいたんですよ。

なぜ子どもができないかについて、周りは女房の方に子どもができないんだと思っていたんですけれども、自分の体はもう修養学園にいたときに、愛宕産婦人科に連れて行かれて、子どもを産むことができないような体にされていたということなんです。

でもやっぱり、やってもらいたくなかったです。

国はどうしてこういうふうなやり方をやったのか、ということなんです。

ずっと耳を澄まして聞いておりましたけれども、どの施設にもそういうことがあったんですよ。

でも、やっぱり、そういった人たちは、親が一番苦しんでいるんじゃないかなと思っています。

その子のことを考えてくれればいいんだけど、産んだ以上は、親が責任を持って、と思ってやっているというような状態なんです。

でも、私が悪いと思っていた親も、思えばいろいろ大変だったと思います。

やっぱり親も大変で、私は親を恨んでいたのですが、親が亡くなってから、ようやく天国に行った親の墓参りをやりました。

ありがとうございます。

(松原座長) 北さん、ありがとうございます。

(関哉委員) 関哉です。

事前に北さんとちょっとやり取りしたことを踏まえて申し上げますと、今の補足になりますけれども、やっぱり国が悪いということが裁判を起こして分かったけれども、なぜ国がそういうことをしたのかというのが、まだ分からないと。

そういう意味で、この検証会議で、今後しっかり調べていくと思うけれども、国がなぜ法律を作って優生手術をしたのかということを、被害者自身が分かりやすい形で説明してほしいというのが、北さんの思いの一つ目。

もう一つは、ご自身の北さん自身の人生の経緯としては、親が悪いと思い続けてきたことで、親と自ら疎遠な道を選ぶことになり、そういったところで、ある面、被害者になった部分もある。その親とか家族の存在について、それは北さんの場合も、親御さんが亡くなられて、墓前に、恨んで申し訳なかったというようなことを伝えることしかもうできない状況なんだけれども、ご生前、そういった思いで、この法律の下でいろいろ狂わされた家族関係というか、そういったところで被害者の一部になった親御さんとか家族に対しての、何かメッセージみたいなものも報告書にあるといいですねというお話が先ほど話したところでございますというところ

で、補足でした。以上です。

(松原座長) 北さん、関哉さん、ありがとうございました。

北さんには、被害を受けられた原告として、この検証会議の委員になっていただいています。

今のお話は委員の1人として、報告書をどのようにまとめたらいいか。また、どのような形でいろいろな方に分かりやすくお伝えしたらいいか。その提案をしていただいたと思いました。

どうもありがとうございます。

報告書では、先ほどお話しした8月12日の話合いの中では、より広い範囲の方々、特に優生手術や中絶を強いられてきたような方々に、この報告書をどうしたら読んでいただけるだろうか、理解していただけるだろうか。そういったことも話合いを始めています。

委員として、今、北さんが提案していただいたこと、改めてしっかりと受け止めて進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

親御さんがご自身のお考えだけで北さんに手術をさせた。そして、それを恨んでいた。これがもう何十年もかけてのことだったと思います。それはとても苦しかったと思いますし、今にも続いている苦しみだと思います。

実はこれが国の政策であったということが分かったことで、北さんの親御さんに対するお考えも変わったと今お話いただきました。

やはり家族の方々が誰にも言えず、家族の方々に苦しんでこられたといったことにも思いをはせて、何らかの形で報告書に取り込んでいきたいと思いました。

どうもありがとうございます。

今の北さん、関哉さんのお話に関わってご発言があればと思います。

まず、藤原精吾委員、そして次、上東委員お願いします。

では藤原さんからどうぞ。

(藤原精吾委員) 藤原です。

今の北さんの話は北さんだけでなく、全国の被害者の方で同じように、親から言われてずっと親を恨んでいたけれども、実はやっぱり国の政策、あるいは社会的なそういうプレッシャーがあったということが次第に明らかになってきたと思います。

それを直接なんていうかな。資料で証明するというのは難しいかもしれませんが、検証会議では、そういう社会になって、そして、家族が優生思想を身につけるようになってきたという。そういう流れも是非、視野に入れていただきたいと思います。

それと、今日ちょっと時間的余裕があると思いますので、資料の紹介をさせてい

たきます。

これは、昨夜、私から検証会議の事務局に送ったんですけれども、京都新聞が、この優生保護法問題の一連の報道について、新聞協会賞を受賞したということです。

その受賞の対象になったいろんな記事について、私達がまだ十分認識していなかったことが報道されています。

とりわけ、7月27日付けの京都新聞を読んでもと、1744人の被害者がいる宮城県で1377人分の資料が開示されたということ。

これは他の府県と比べると、非常に膨大な数の資料だと思います。

この資料を読み込めば、相当具体的な問題点が明らかになります。

その中で、開示を一部されなかったものがありますけれども、審査会でどのような審査をしたのかということが具体的に分かるということと、それから優生保護法に基づく手術であるにも関わらず、ロボトミーまでやったと。

こんなことは全く予定されていないのに統合失調症の方にロボトミーをやるというふうなことまで、この優生保護法の手術だということで作られたという。

そして、やはり北海道でも言われていたわけですが、手術の対象者の約9割。この宮城県では9割を超す対象者が精神障害、知的障害の方であったということ。この事実は非常にやはり重いと思います。

その他、資料をお送りしていますので、お読みいただきたいと思いますが、やはり私達がこれまで知らなかった、もっと深刻な事実があるんだと。それをこの新聞社が掘り起こした。

私達ももう少し、その建前だけでなく、実際に何が行われたかということ調べていく必要があるというふうに強く感じました。以上です。

ありがとうございました。

(松原座長) 藤原精吾委員、ありがとうございます。

今の宮城県のロボトミーの記録といいますか、それについては、ヤフーニュースで誰でも見られる形で、9月3日に公開されていました。

タイトルが、京都新聞『隠れた刃』情報公開請求から7年超の闘い」という、そういう記事です。

担当されている京都新聞の森記者は、国賠訴訟が始まる前から、こういった公文書の開示を求めて記事にされてきた方です。

記者の方、何人も、この優生保護法問題に取り組んでこられた方々がおられますけれども、今、手を挙げている上東さんもそのお1人ですけれど、森記者は滋賀県に対して、黒塗りばかりであるということで、情報開示請求の訴訟の中心になり、最高裁判決で幅広く公開をするようにという判決を勝ち取ったという方でもあって、そういった取組も含めて、この度新聞協会賞を受賞されたと伺っております。

「隠れた刃」という連載を長年続けておられます。

藤原精吾委員からは、その重要な一部をご紹介いただきました。

このように、ジャーナリズムでも、しっかりとした調査報道を続けている方もおられますので、そういう成果もきちんと読ませてもらいながら、進めていきたいと思います。

ありがとうございました。

では、上東委員、どうぞ。

(上東委員) 上東です。

京都新聞の受賞は、私も同業者としてとても嬉しいです。是非これからも頑張つてほしいなと思っています。

すみません、家族の話に戻ると、北さん、関哉さん、ありがとうございました。

皆さん、ご指摘されているように、親がこの優生手術というものに関わってきた歴史がありまして、そこには関わった事実、そして関わらざるを得なかった事情というのがあると思うんですね。それは当時、障害のある人たちが社会からどのように眼差されていたのかということが大きいと思っています。

親の立場については、全国手をつなぐ育成会連合会さんが、この問題について育成会の古くからの機関誌を調べて、検証報告書を出されていまして、それは国会の一時金支給法の調査報告書の中にも入っています。

関哉委員は、この育成会の方の検証にも関わられているので、今日は時間がありますので、もしよろしければ、なぜ親御さんたちがこうした手術に関わっていたのか、関わらざるを得ない事情に追い込まれていたのかということについて、ちょっとご紹介いただけるとありがたいなと思っています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

関哉委員、今の件よろしいでしょうか。お願いできますでしょうか。

(関哉委員) 関哉です。

そうですね、この問題がメディアを通じて大きく報道されることになって以降、育成会も、全国手をつなぐ育成会連合会ですけれども、早期に自らの団体として、この問題にどう取り組んできてきたのかとか、この問題にどう関わってきたのかについて、検証作業を行い、僕もその中の委員の1人として検証を行った次第です。

当時、やはりいろいろな背景があってこの問題に関わったというような話で、育成会の機関紙の座談会で優生手術に触れ、それを推奨するような発言があったというような事実を踏まえて、今後そういうことがないようにということで検証と提言ということになっているんですが。詳しくは、その報告書を見ていただくのが一番良いのと、適切であるのと、加えて、この検証会議の調査の中で、改めてそういった団体、各種団体のこれまでの取組というところについて、それがどの分科会

がやるかは別として、調査の対象にして実施すべきであると思っています。

僕自身が大切だと思っているのは、過去の検証というのはしっかりしなきゃいけないということはもちろんのことですが、今もなおご家族が、特に障害のあるお子さんとどう向き合い、どう関わっていくのかということについて、今もなお、そこにいろいろな思いや、いろいろ懸念していることとか、不安事とか心配事ですかね、そういったことがあるのは事実なので、そこに対して、社会に何か提言していただける部分があるかということを、積極的に考えていくべき検証会議であるべきだなと思っています。ちょっと抽象的な話で申し訳ないんですが、ひとまず以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

手をつなぐ育成会は、知的障害をもったお子さんですね。まずその方々の親の会として始まったというところで、その親として子どもたちをどうするかの中で、その優生手術等の選択といいますか、対応をしてきた経緯もあったということで、今、当事者団体、ご本人も参加しながら、知的障害を持つ方の当事者、家族、支援者の団体として、この優生保護法問題にしっかりと取り組んでおられるというところでございます。

今のお話は、親の状況、親御さんたちの状況、これもしっかりと検証事業の一つとして捉えていく必要があるというご指摘だったかと思いますし、いろいろな当事者団体の取組も検証対象とすべきというところでありました。

ありがとうございました。

ただいま坂元委員も新たに手を挙げていただいているので、まず利光委員、佐々木委員、坂元委員の順でよろしいでしょうか。

(藤井委員) 藤井も、また後でお願いします。

(松原座長) 藤井委員。ではその順でお願いします。

では、利光委員からお願いします。

(利光委員) 利光です。

先ほどの藤原精吾委員の、宮城県の公文書のことについて少し補足をさせていただきます。

宮城県の公文書ってたくさん残されているんですけども、今まで公表されていたのは、ほとんど墨塗りで、なかなか読み解きが難しかったんですね。

それが先ほどのお話にありましたように、京都新聞の裁判を通じて、最高裁から8割方開示を求める判決が出ています。それを受けて、いろんな県が、少しずつ開示の部分を広げているんですけど。

宮城県について言いますと、今まで、病歴や生活歴といった、どういうふうな経過で優生手術が行われたのかが分かる部分について、本当に真っ黒に墨塗されていたんですけど、それが今回出てきたということで、明らかになったことは非常に多いということなんですね。

ロボトミーもされていたということについて、少しだけお話をしようと思うんですけれども。

宮城県の資料には、主に1950年代の資料と、1960年代以降の資料があるんですね。1960年代以降の資料は、いわゆる優生手術台帳と言われているもの。1950年代の資料は、優生保護審査会の議事録であったりとか、あるいは審査に用いられた申請書であったりというのが、5年間分くらい残されています。

特に、その1950年代の資料を、今回、読み解く中で、どういうふうな状況に被害者の方が置かれていたのかというのが分かってきたということですね。私も早速、読ませていただいたんですけれども、1950年代で優生手術を、いわゆる精神分裂病、統合失調症ということで申請された方が148件おられました。その内、詳しく見ていくと、56人、約3分の1の方がロボトミー手術を受けたとか今後実施予定だということが書かれていました。なので、そういうロボトミーのような、非常に侵襲的な治療法と同時に、優生手術が更に行われるというふうな状況が見えてきました。その当時、行動をコントロールするための医療という名目で、ロボトミーも、あるいは優生手術も行われたのかなと思いました。

ただ、この辺りはやはり精神医療の中で、例えば薬物治療ですね、クロルプロマジン等がまだ普及していない段階での話ですので、精神医療全体の流れというのにも勘案しながら、それは見ていかなければいけないなと思ったところです。

今、8割方開いているもので相当の事実が分かってきていますので、今回第1分科会としてはマスキング無しのものを要望しています。さらに、いろいろなことが分かるんじゃないかと非常に希望を大きくしたところです。以上です。

(松原座長) 補足の重要な情報をありがとうございました。

なお、今、ウェビナーのチャットに、齋藤委員が京都新聞の関連の記事のリンクを投げてくださっておりますので、参考にしてください。

では次に、佐々木委員お願いします。

(佐々木委員) 大きく分けて三つ話したいことがあるんですけど、一つ一つ話していった方がいいですか。

(松原座長) はい、まとめてお願いします。

(佐々木委員) まず、北さん、お話をありがとうございます。

北さんがおっしゃっていた、なぜこのような優生手術とか優生保護法という法律ができたのかという問題。この問題で一つ、私、解せないことがあって、ちょっと学問的というか抽象的なことになって申し訳ないんですが、ダニエル・J・ケヴルスという人の『優生学の名のもとに』という書籍を見ると、その287頁に「アメリカでは、優生学というのは、つまり、アテにならない科学の寄せ集めにすぎないという認識は、既に1930年中頃にできていた」ということなんですね。

そうだとすると、日本は1948年になってなぜ旧優生保護法なんて作ったんで

しょうねというのがすごく、私にはすごく解せない。

何を言いたいかというと、科学界あるいは医療界などオーソリティはどういうエクスキューズをするかということ、この当時の科学の水準ではしょうがなかったんだということを言うのです。しかし、英米ではもう時代遅れだと言っていたんですよということで、なぜこんな法律を作ったのかというのは、私には疑問で、それは北さんの疑問に通じるところであります。

これについては、今でなくてもいいので、是非ご存知の方がいたらご教示願いたいと思います。ご意見とかですね、知識をご教示いただきたいと思います。これが一つです。

二つ目は、目次についての会議のことなんですけれど。これは前回、上東さんから「公開したらどうですか」というご意見がありました。私もできる限り公開した方が良くないかなと私も思っています。これをご検討願いたいと。

そして、議論の在り方として、なんというか、横のつながり、横の議論の広がり、を広げていった方がいいんじゃないかなと思っていて、例えば、私が「これ皆さんどう思います」といったときに、皆さんから意見が出るというような、そういう構造があつていいのかなというふうに思っています。これが二つ目。

あとですね、この会議には藤野豊さんがいらっしゃる。藤野さんはハンセン病の研究の権威でいらっしゃいます。是非、目次のところに、ハンセン病の被害のことも一つ項目を立てて入れていただきたいなと思っています。ここまでが二つ目。

次にですね、これは皆さんのご知識といいますか、ご教示いただきたいことなんですけど、福祉施設の中で、平成時代に入るまでに、「知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準」というのがありまして、これによると、過去には、施設では男女を別に分けてお互いに行き来できないようにしなさいという基準があつたんですね。

これにつき私は、施設管理権なのかなと、少し思ったんですけども、他の福祉施設とか老人施設とかには、こういう決まりはないですよ。他の集合施設にはない。つまりどういうことかということ、これは、知的障害を持った人たちは、男女交際をしたり、性行為までは射程距離に入るか分からないんですけど、そういったことはすべきでないという価値観が過去にあつたのではないかと思います。

こういった施設基準についてお詳しい方がいたら、やはりご知見をご提供願えればと思います。以上、三つでした。

(松原) ありがとうございます。

三つのうち二つ目の目次案を公開で議論ということについては、座長から一言申し上げます。

前回、こういった目次案の検討を始めますと、検証会議で報告した際も申し上げたように、状況を見て、公開の場で、目次について検討するということは想定して

おります。ただ、佐々木委員がおっしゃっていただいたように、全員で一緒に対面、ハイブリッドで話す機会というのは、前回初めてでしたので、まずは委員の中だけでということで始めております。

ですので、公開の場で目次案の話をするというのは想定をしております。

それからですね、他の一点目、三点目についてもご質問があったので、何かご発言いただける方がいらっしゃったらお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

今すぐということが難しければ、また改めてというところをお願いします。

一点目の、イギリスやアメリカでは既に1930年代、優生学がもう信用できない、インチキな科学だと分かり始めていたということについて一つだけ申し上げます。

駒井卓という動物学者で、遺伝研究をしていた、戦中から戦後活躍した学者がいます。駒井卓は、国民優生法が検討されている段階で既に同じことを言っております。それにも関わらず、国民優生法はできています。

つまり、遺伝学的な信用度、うんぬんとは別の考え方が、断種法を作って良いかどうかに影響をしていると私は思っています。

これは、精神医療ですとか、それから国の医療、福祉の発達状況の違いですとか、いろいろな要因が関わっていることかと思いますが、佐々木委員がおっしゃったのは、いわゆる科学史、医学史的な観点も含めて、この優生保護法がなぜできたのかというといったことを、しっかりと確認すべきだと、そういうご指摘だと思いました。また、これは一点目、三点目ですね、合わせて引き続きご議論いただきたいことだと思います。

では次にですね、11時を過ぎましたけれども休憩を取りましょうか。

それではですね、次にご発言予定の方は坂元さん、藤井さん、それから大橋さんも手を挙げていただいておりますので、休憩を5分取った後に、再開をしたいと思います。

では、事務局から確認をお願いします。

(採澤事務局長) 今、事務局の時計で11時8分ですので、きっかり5分で11時13分から始めたいと思います。よろしくお願いします。

(松原座長) では、傍聴の皆様も5分休憩させていただきます。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

11時13分になりましたので、会議を再開したいと思います。よろしくお願いします。

(松原座長) 座長の松原です。

それではまず、坂元さんからご発言をお願いいたします。

(坂元委員) 坂元です。

先ほど佐々木さんの発言に対して、松原座長からご説明があったとおりなんですけれども、情報として申し上げると、1930年代に当てにならないという、そういうことを書いている方がいらっしゃるということなんですけど、別の要素、人口調整とかあってか、ヨーロッパで断種法ができますのは、1928年のスイスを皮切りに、29年デンマーク、34年スウェーデン、ノルウェー、1935年フィンランドということになっています。

それから、米本昌平さんの研究によればですね、アメリカ優生学会というものが社会生物学会に名称を変更するのはようやく1972年です。ですから60年代に優生学というものについてアメリカで否定的な、そういう評価が出てきているというようであります。

私が手を挙げたのはですね、二点あります。

一つは、北委員の発言に関連をした情報共有なんですけれども、優生手術で被害者となった方と親御さんとの関係なんですけれども、公開聞き取りに参加していただいた飯塚淳子さんも、お父様が死ぬ前に民生委員に責められ、やむなく優生手術の同意に印鑑を押させられたという、こういう手紙をよこされたということで、飯塚さんはこれまで父親を恨んできたけれども、最近は親も苦しい思いをしていたと考えるようになりましたと。これは先ほども何度も出てきています京都新聞の9月3日の記事で紹介されています。

もう一点は、提案なんですけれども、それは先ほど、藤原精吾委員による宮城県の資料の公開等、利光委員長とのやり取りがあったわけなんですけれども、貧困家庭の障害者や精神障害者をターゲットにし、国の優生保護法という法律を着実に遂行しようとした主体として、地方公共団体の職員、あるいは民生委員の存在がありました。そのような方々が、強制不妊手術や断種の実行を担ってきたわけであります。

しかし、ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会で、らい予防法の無らい県運動の上一体の核となった地方公共団体が、自らの当時の対応を検証しようとする動きを示したものはごくわずかでした。

ですから、この旧優生保護法問題検証会議においてですね、その地方公共団体がこれまで関連の行政文書を焼却するといった隠蔽とか、墨塗りにする、そうした自らの行為を検証する方向で考えていただく必要があるのではないかと、そうした姿勢に転換する必要性を、第1分科会の調査の際に、地方公共団体の方の調査を行う際に、もし面談するような機会があれば、それをお伝えいただければありがたいかなと思って発言をさせていただきました。私からは以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

今、第1分科会でというお話でしたけれども、利光委員長、何かこの件、お考えありますでしょうか。

(利光委員) 利光です。

そうですね。今の坂元委員の方からハンセンの話も出たんですが、ハンセン病の場合に、全ての県ではないですけど、いろんな県で、その地方公共団体独自の検証委員会を立ち上げて、そこで独自に検証したというのを教えていただいています。

この優生についても、今のところ県独自に検証委員会を立ち上げたところは聞いていないんですけども、そういうのが立ち上がるような形での動きというのを、何とか作っていけないかなと思っています。

なかなか第1分科会、今おっしゃってくださったように、第1分科会で地方公共団体の方とやり取りをするときにも、そういうふうなことを念頭に置きながらと思いますけれども、実際問題、その資料を提供していただくというもので、直に地方公共団体の方と折衝するというのは、なかなか第1分科会としては難しいのかなと思っています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、第1分科会の地方公共団体との関わりとしては、まず、できるだけこちらが求める資料を出し切っていただくという働きかけがあります。

それで、地方公共団体としての自己検証というのは、再発防止にもつながり得るような取組なので、第3分科会でもご検討いただければと考えました。

ありがとうございます。

では続きまして、藤井さんお願いします。

(藤井委員) これはどの分科会かということは分かりにくいし、全体でかも分かりませんが、私も北さんと関哉さんのお話を聞きながら思っていたんですが、やはりその家族は、この加害者でもあり、ある面では被害者という両側面を持っているということですね。

もちろん私達は被害者にも焦点を当てるべきではあるんだけど、この括弧付きの加害者をどう見るかということが、これは結構大きな問題で、例えば、これは、情報提供と併せてなんですけど、補償法に基づく補償金の認定件数が7月末現在でちょうど2千件と、母数は人口妊娠中絶も合わせれば約8万4千人に及びます。1年半経って、2千件というのは余りにも少なすぎる。

その背景に何があるかという究明はまだされていません。

藤井の意見としては、もしかしたら、我が家系から障害者が出たことを言うのがどうも言いづらいということがもしあるとすれば、これはどうすればいいのかという。

そう考えて、例えば精神障害者で長年入院をしてしまった方がたくさんいるわけです。やっぱり家族は私が知っている範囲では、多くは自責の念にかられて、親が、自分が悪かったんだと。これはまた退院後の問題に発展しかねないという問題をいっぱい見てきました。

そうしますと、この検証会議は、歴史を徹底的に検証すると。それで、被害者の実態ももう一度しっかり当て直すとやってきたわけです。近未来も展望しようとこれを検討しているわけですね。

と同時に、今この補償法が出来上がって、遅々として進まない問題。もちろんこれはここの役割ではないと思うんです。

しかし、この検証会議も、この補償法の中にあるわけですね。つまり、主人公の補償法の補償金ですね。これがどうもうまくいっていないということ。やっぱりこれは全く部署が違うんだと言っていいのかどうか。

2029年3月末、報告書が仕上がり、その2029年1月に、5年間の補償法が終わっていくんですね。

そういう点でいうと、どうして伸びないかという辺りも、やっぱりこれは場合によってはこの補償金、補償法の延長も含めて、その根拠になることも含めて、やはりここは何か、家族の括弧付き加害者という問題、あるいは補償金が伸びない原因究明、あるいはその周辺の精神障害とか、やまゆり園問題でも実名を明かさないと問題等々、これはこれで一つの大きな優生思想とか優生保護法問題に関連した課題として考えるべきテーマでもあるのではないかなと。

こんなことを北さん、関哉さんの話を聞きながら感じたものですから、一言申し上げました。以上です。

(松原座長) 大変貴重な論点を共有していただいております。

検証会議として、今、示していただいた問題を、どのように検討していくのか、取り組んでいくのか。これは今後、皆さん念頭に置きながら議論をしていただければと思います。

そもそも補償とは何なのかという。大きな問いにもかかってくるし、もちろん今に続く差別の問題というところにもしっかりと向き合っていく、そういう問題提起であったと受け止めました。どうもありがとうございます。

では次、大橋さんですが、内布さんが手を挙げていただいているので、大橋さん、内布さんの順にお願いいたします。

では大橋さんどうぞ。

(大橋委員) 大橋です。私からは二つです。

一つは、お伝えすること。

優生保護法の国賠訴訟の原告のお1人であった高尾奈美恵さん。9月3日に86歳で亡くなられたということです。夫さんは結婚のときに不妊手術を強制されて2018年から提訴していた方です。お別れ会とかもあったそうなので、もし兵庫の方で、今日参加されてる委員で、何かお別れ会のことを含めてあればお聞きしたいなと思ったのと、このように被害者の方がどんどん鬼籍に入られていくということ。とても悲しく残念に思います。

もう一つは、北さん、今日はありがとうございました。

北さん、以前ご挨拶のときにちょっと参加するのが遅れられて、北さんのお話を余りここでは、聞き取りとしてはお聞きできていなかったような記憶なんですけれども、また機会があればいろいろ聞かせていただきたいと思います。皆さんご存知だと思いますが、北さんは紙で梅の花とか菊の花をお作りになっていて、去年の9月、東京赤羽の青猫書房でそのお花の展覧会をしました。

兵庫で9月に北さんのお花も含めた展示があると聞いているんですけれども、藤原久美子委員がそれに関わっていらっしゃると聞いていますので、もし今日、藤原久美子委員がいらっしゃったら、そのことについてちょっと情報提供をお願いできないかなと思いました。

北さん、今日は本当にありがとうございました。以上です。

(松原座長) ありがとうございました。

原告の方の訃報も共有していただきました。残念だと思います。

それから、北さんのお花の会の件。藤原さん今日ご参加ですが、情報提供できますでしょうか。

(藤原久美子委員) 藤原久美子です。すみません。

高尾さんのことは本当に残念だったんですけれども、もちろんこういうことって突然で、しかも、淡路島というちょっと離れたところで、お別れの会などもされたということで、私の方ではそれ以上の情報は今はないんですけれども、もし藤原精吾委員の方でありましたらお願いできればと思います。

二つ目に言われた優生保護法に関する、特に原告さん、北さんのお花とか、あとは高尾さんであるとか、小林さんですね。

小林寶二さんもお亡くなりになりましたけれども、そういった方の作品とか、あと小林さんが当時使われていた大工道具なんかも見つかって、そういったものとかを展示したものを、もう明日からなんですけど、9月9日から10月1日まで兵庫県立美術館で、こちら、貸しギャラリーの方で行う予定です。

あと、東京の方では、10月19日から11月7日まで青山学院大学のジェンダー研究センターのところで行う予定でして、これが「私の体は私のものになったのか優生保護法反対運動から考えるSRHR展」というちょっと長い名前になるんですけれども、国際協力NGOのジョイセフ(JOICEP)さんの委託事業として、あと、上野千鶴子基金からも助成をいただきまして開催できる運びになりました。

ちょっとジョイセフさんのほうの認可が遅れていまして、まだ正式なチラシとかはできてなくて、もう明日にも印刷して広報も始めていくので、また皆さんもぜひお越しいただければと思います。

あと利光委員からも情報公開された資料のコピーなどもいただいていたいて、そうい

うものも展示したいと考えています。

あと、9月18日には、今、大橋さんも来ていただいて、セミナーを開催する予定で、こちらには北さんと関哉さんにもお越しいただいたりする予定になっております。午後2時から4時まで、同じく兵庫県立美術館で開催しますので、よければ是非お越しください。私からは以上です。

(松原座長) 藤原久美子さん、情報提供を細かく教えていただいてありがとうございました。

皆さんも機会があったら、参加いただければと思います。

では次、内布さん、そして今、松永さんが手を挙げられたので、その順番でお願いします。

では内布さんどうぞ。

(内布委員) 発言の機会をいただきありがとうございます。

先ほど新聞の件、合わせて報告いただきまして、ちょっと感想というか、すごく心が響いたところというか、そういうところを話させていただきます。

やはり昨年この検証会議が始まったときにも少しお話させていただいたんですけど、やっぱり精神障害を持ったことによる何重にもなる苦悩を受けてきたんだなという仲間たちがいたことを、すごく悲しいというか、すごく苦痛というか、そういったものを感じております。

社会からの日本社会からの差別や偏見を受け、病気を持ったことへの差別、偏見、強制された精神病院への隔離、強制された優生手術、強制されたロボトミー手術、もう本当に何重何重にも苦しみを味わい、今も、もしかすると、病棟の一番奥の部屋で苦しんでいる方がいるかと思うと胸が苦しくなります。

今回明らかになったことを優生手術だけに限らず、やはりロボトミーはどうして実際に行われたとか、あとはやはり、隔離政策についても、やはりいろんな角度から見ていただきたいと思います。精神障害者を閉じ込めればいいのか、社会の発展というか、経済発展に取り残されて、陰の陰のところに追いやられて苦しんでいる方たちが本当にたくさんいることを、もっと多くの人に知っていただいて、今後、絶対にこういうことが起きないように仕組み作りをしていただきたいと思います。以上です。

ありがとうございました。

(松原座長) どうもありがとうございます。

遺伝性ということを一般ではなくて、なぜ精神障害や知的障害を持った方がその断種のターゲットになってきたのかといったことは、海外でも当然日本でも大きな問いであると思います。

それが今に続いているということかと思うので、今のご指摘やはり歴史的観点からも、しっかりと見ていく必要があるかと思いました。ありがとうございます。

では続いて、松永さんお願いいたします。

(松永委員) 松永でございます。

先ほど佐々木先生からご質問がございました、知的障害者援護施設の基準に「男女を分けて」という収容の基準が一文ある。その背景について誰かということでしたが、私がここにいる理由も、専門が、知的障害・発達障害でございますし、ちょっとそれを調べてお答えさせていただこうと思います。

知的障害ではなく、これは精神薄弱者援護施設の時からあったと思います。

その法律の背景とか解説という本が大学にあったと思いますので、それをちょっと調べて、後でお答えさせていただきたいと思います。

あと、先ほど坂元先生がおっしゃった、9月3日の京都新聞さんに、民生委員に強制されて飯塚さんの親御さんが印鑑を押したと。確かこの検証会議にお越しになって口頭でお話くださった時にも、民生委員に強制されて印鑑を押したというお話を、もう一つ、手をつなぐ親の会の会長からも、親が説得されたということ、その口頭で話をしたときにおっしゃってまして、私、手をつなぐ親の会の、さっき関哉先生が報告書があるというお話でしたが、手をつなぐ育成会の上の方の方と話をしたときに、宮城県は、会長さんが推進派だったので、一生懸命それをやっていたんだよねという、報告書の中に書いてあるから見てと言われております。

ですので、親の会、親の考えというものと、民生委員が、宮城県でのこの強制不妊手術の推進というか、背景にはあるんだなというのを、私も再度確認したところでございます。以上でございます。

(松原座長) どうもありがとうございました。

先ほどのその施設の規則については、やはり検証の一端として重要かと思えます。引き続きよろしく願いいたします。

それでは、あらかじめ意見を述べたいとお伝えいただいた方は、これで皆さんお話しいただいたんですけれども、他に何かご意見などある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

今日は、またいろいろな観点から情報提供、意見表明、ご提案をいただきまして、ありがとうございます。

今日のお話の中でも、何を検証すべきか、また、報告書を作る上で、必ず押さえていかなくちゃいけないポイントは何かといったことについて、大切なヒントを多くいただいたと思います。

先ほどはちょっと急いで事務局へと申し上げてしまいましたけれども、今日はここでもよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局、お願いいたします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

次回の検証会議は、10月6日の火曜日、朝10時からを予定しています。
本日同様、検証委員の皆様には、オンラインでのご出席をお願いいたします。
また、オンラインでの公開も、本日と同様に行う予定です。
次回もどうぞよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。
(松原座長) ではこれで終了します。ありがとうございました。
失礼いたします。

以上